

企業等の農業参入支援事業実施要領

企業等の農業参入支援事業については、企業等の農業参入支援事業費補助金交付要綱(平成27年3月25日付け農第1695号。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要領及び企業等の農業参入支援事業整備支援実施基準(以下「実施基準」という。)の定めるところによる。

第1 事業内容

- 1 本実施要領、交付要綱及び実施基準に言う「農業」には、作業受託を含むものとする。
- 2 交付要綱別表活動支援の欄に定める事業種目は、別表第1に示す活動等とする。
- 3 交付要綱別表活動支援において、次に示す経費については、原則として助成対象としない。
 - (1) 農地・農業生産機械・車両の取得費
 - (2) 従業員の賃金・給与、役員報酬、賃金に係る保険料
 - (3) 設計・監理費
 - (4) 国外調査費
 - (5) 食糧費
 - (6) 租税公課
 - (7) 他からの助成により実施中又は既に完了している経費
 - (8) その他事業にそぐわない経費
- 4 交付要綱別表整備支援の実施に当たっては、実施基準によるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 「新たに農業に参入する」とは、業として農業を営んでいない企業等が、当該企業等自ら又は子会社若しくは関連会社を設立して、業として農業を営むことをいう。
- 2 子会社とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 当該企業の親会社に議決権の過半数を所有されている場合
 - (2) 親会社に議決権の40/100以上50/100以下を所有され、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合
 - ① 親会社の役員の所有する議決権と合わせて、会社の議決権の過半数を所有されていること
 - ② 親会社の役員が、取締役会(これに準ずる機関を含む。)の構成員の過半数を占めていること
 - ③ 親会社との間に重要な財務及び営業又は事業の方針決定を支配される契約等が存在すること。

- ④ 負債の総額の過半について親会社又は親会社の役員若しくは両者から融資（債務保証及び担保の提供を含む。）されていること。
- (3) 親会社と親会社の役員が所有する議決権を合わせて、又は、親会社の役員が所有する議決権が会社の議決権の過半数を占め、かつ、(2)の②から④のいずれかの要件を満たす場合
- 3 関連会社とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 親会社に議決権の 20/100 以上を所有されている場合
 - (2) 親会社に議決権の 15/100 以上 20/100 未滿を所有され、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合
 - ① 親会社の役員が代表取締役あるいは取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること
 - ② 親会社あるいは親会社の役員から重要な融資（債務保証及び担保の提供を含む。）を受けていること
 - ③ 親会社から重要な技術を提供されていること
 - ④ 親会社との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること
 - (3) 親会社と親会社の役員が所有する議決権を合わせて、又は、親会社の役員が所有する議決権が、会社の議決権の 20/100 以上を占め、かつ、(2)の①から④のいずれかの要件を満たす場合
- 4 知事が特に認める組織は、別表第 2 の要件を満たすものをいう。

第 3 事業の要件

交付決定に当たっては、次の要件すべてを満たすものとする。

- 1 共通要件
 - (1) 所得向上や雇用確保等、地域農業・経済の発展に効果があり、事業目標の達成が見込まれること。
 - (2) 売上、所得等経営計画の内容が地域実情及び経済情勢に応じた試算等に基づく相応のものであり、その達成が見込まれる内容であること。
 - (3) 交付申請時において、事業担当者（臨時的職員を除く。）が 1 名以上確保される等、経営管理を含む実施体制が整っていること。
 - (4) 活用農地及び活用土地について、交付申請時まで、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）に基づく権利設定・移転、農地転用等、島根県土地利用対策要綱（昭和 60 年島根県告示第 330 号）に基づく開発協議等の必要な手続が了されており、かつ、適正に利用されること。
 - (5) 市町村等の関係機関と連携が図られていること。

- (6) 事業実施に当たって補助金及び運転資金等の必要な資金が確保されていること。
- (7) 企業の直接参入に当たって定款変更等の必要な手続きが了されていること。
- (8) 交付申請時において、総会若しくは取締役会又は役員会での議決を得ていること。
- (9) 新たに子会社又は関連会社を設置して参入する場合は、補助金交付申請時までに当該子会社又は関連会社の登記が了していること。事業所を設置して参入する場合は、県税条例（昭和51年島根県条例第10号）に基づく設置の届出が了していること。
- (10) 製造免許、有資格者の設置等関係法令等に基づく必要な手続き等が了しているか、又は、事業実施予定期日までに了されることが確実であること。また、適正に運用されること。
- (11) 事業実施主体が農業以外の部門を有している場合は、農業部門と農業以外の部門との経理を区分して行うこと。
- (12) 2以上の作目を事業対象とする場合は、作目毎に経理を区分して行うこと。

2 個別要件

(1) 活動支援（新たに農業生産分野へ参入する企業等の場合）

- ① 意欲的な取組みであり、独創性や有効性が十分発揮され、新たな担い手として農業経営を開始するにふさわしい取組みであること。
- ② 新たに農業参入する際、既に試作等を行っている場合は、その経営規模が目標規模の概ね4割以下であること。ただし、県外企業が県内へ新たに農業参入する場合は適用しないこととする。

(2) 活動支援（既に農業に参入している企業等の場合）

- ① 加工・流通・販売分野において専門知識や高度な技術を有する他企業等と経営資源を活用して、新商品又は新サービスの開発や需要の開拓等、新たな付加価値を創出する取組みであること。
- ② 直近における農業の売上高又は所得が、事業実施後3年後（永年性作物等で成園化等に要する期間が3年を超える場合は、成園化等の時期）までに1割以上増加する計画であること。

(3) 整備支援

- ① 独創性や有効性が十分発揮され、地域農業の担い手としてふさわしい取組みであること。
- ② 整備内容が経営目標の達成にふさわしいものであり、かつ、適正な規模であること。
- ③ 機械・機器等の財産を取得する場合は、当該財産を設置又は保管する施設等が交付申請日までに確保されているか、又は、当該財産の取得までにその確保が確実であること。
- ④ 当該農業経営に専従する役員等（以下「専従者」という。）が1名以上確保され

ていること。

- ⑤ 新たに常時雇用が1名以上発生することとし、過去に本事業を実施している場合は、1名以上の新規雇用を継続していること。ただし、県外企業が実施する場合で1作目当たりの補助対象事業費が3千万円を超える場合は、新たな常時雇用及び新規雇用の継続を2名以上とする。
- ⑥ 別表第3の中から2項目以上選択（うち1項目は、経営確立要件の区分から選択）すること。
- ⑦ 事業実施後5年後までに、所得が、基盤強化法に基づき市町村基本構想に定める新たに農業経営を営もうとする青年等の目標所得以上となる目標となること。

第4 財産の取得・管理

- 1 規則第13条（財産の処分の制限）の規定に定められた財産を取得しようとする場合には、実施設計書、変更設計書及び出来高設計書（いずれも実施基準に定める様式による）を作成するとともに、同規定に基づき当該財産を適正に管理するものとする。
- 2 前1の管理に当たっては、取得した財産について財産管理台帳を整備するとともに、管理・利用規定を定め、使用簿等により活用実績の把握に努めるものとする。
- 3 規則第13条（財産の処分の制限）第2項に該当しない場合で、当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過するまでの間は、当該財産に係る財産管理台帳、出来高設計書等の関係書類を保存するものとする。

第5 事業の管理運営

市町村並びに支庁・農林振興センター及び農業経営課は、地域の実情に応じつつ、事業が適切に実施されるよう実施状況を把握するとともに、必要に応じた的確な指導を行う。

附 則（平成27年3月25日農第1695号）

この実施要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日農第1555号）

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表第 1

事業種目	活動内容例
試作研究	遊休農地改良、試作用機械等の利用料、種苗等の生産資材購入、管理作業等の委託 等
分析診断	用水・土壌・栄養成分分析等の委託 等
事例調査	先進産地、農業参入企業等の視察調査 等
技術習得	試験研究機関、教育機関、先進的経営体における技術研修、技術者等との指導契約 等
販路開拓	取引予定企業、卸売市場等への訪問調査、販売促進フェアの開催、マーケティング調査・試作品モニタリング調査の実施、販売促進資料の作成、出荷包装資材の試作、アドバイザー等の活用 等
商品開発	原材料等の購入、鮮度保持技術の導入、商品開発委託、アドバイザー等の活用 等
高付加価値化	原材料等の購入、加工品試作・試験、機能性成分分析、アドバイザー等の活用 等
新たな流通・販売体制の確立・開発	商品化・高付加価値化を図るための加工原材料等の購入、各種メディアの活用、IT関連システムの開発・導入、アンテナショップ食材提供 等

別表第2

区分	事業実施主体	要件
活動支援	有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合（LLP）	(1) 新たに農業に参入する企業又は農業参入企業が構成員であること (2) 当該企業が主体となって事業を行うこと
	任意団体組織	(1) 新たに農業に参入する企業又は農業参入企業が構成員であること (2) 当該企業が主体となって事業を行うこと (3) 組織運営に関する規約及び名簿を有し、適正な経理ができる体制が確保されていること
整備支援	有限責任事業組合（LLP）	(1) 新たに農業に参入する企業が構成員であること (2) 当該企業が主体となって補助事業により取得した財産を利用及び管理することが確実であること
	任意団体組織	(1) 新たに農業に参入する企業が構成員であること (2) 当該企業が主体となって補助事業により取得した財産を利用及び管理することが確実であること (3) 組織運営に関する規約及び名簿を有し、適正な経理ができる体制が確保されていること

別表第3

区分	項目	取組基準	詳細基準	期待される効果
1 経営 確立 要件	(1) 地域振興品目の生産	地域プロジェクト(※)、農業改良普及指導計画、市町村・JA振興計画等に位置づけられた作物であること。	当該売上が目標年売上の過半以上	<ul style="list-style-type: none"> 地域で蓄積された技術の活用 地域の既存販売ルートへの活用 行政等による技術支援
	(2) 有機栽培	有機JAS認証(転換期間中を含む)を受けている、又は受けることが確実なほ場で栽培された作物であること。	<ul style="list-style-type: none"> 当該売上が目標年売上の過半以上 当該栽培経験者又は6ヶ月以上の当該研修受講者が、専任従事 	<ul style="list-style-type: none"> 高価格取引 特定の相手との安定した取引
	(3) 経営の多角化	自社農産物(1次産品)の生産・販売に加え、自社農産物を不可欠な原材料とする加工品の開発・販売、農作業受託等を組み合わせ、経営の多角化を図ること。	当該売上が目標年売上の3割以上	<ul style="list-style-type: none"> 経営多角化によるリスク分散 安定した作業請負単価
	(4) 新たな販売方式の導入等	契約栽培・販売、観光農園直売等の新たな販売方式の導入又は既存販売方式の改善を行うこと。	当該売上が目標年売上の過半以上	<ul style="list-style-type: none"> 特定の相手との安定した取引 販売量、販売価格の安定化
	(5) 関連会社等との連携	親会社・関連会社と生産・加工・流通・販売で連携することにより、経営効率化や安定化が図れること。	—	<ul style="list-style-type: none"> 関連会社等への販売による価格安定、生産への専念 関連会社等からの資源供給による経費削減
	(6) 地域農業者等との連携	地域で経営基盤を確立している農業者等と生産・加工・流通・販売で連携すること。	—	<ul style="list-style-type: none"> 特定の相手への安定した販売 地域農業者等からの資源供給による経費削減
	(7) 副産物・規格外品の販売	副産物や規格外品等を販売すること。	当該売上が目標年売上の概ね1割以上	主産物(規格品)収入以外の収入
	(8) 大規模経営	一定以上の規模の営農であること。	市町村基本構想に定める効率的かつ安定的な農業経営の目標所得から「概ね」を除いて算出した所得以上となる目標	経営の大規模化により、スケールメリットが見込める等
2 地	(1) 研修生の受け入れ	農業研修生の受け入れを行うこと。	—	事業実施地域への貢献

域 貢 献 要 件	れ			
	(2) 食育活動への参画	地域児童の農場見学の開催等、地域の食育活動に参画すること。	—	・事業実施地域への貢献
	(3) 耕作放棄地等の活用	耕作放棄地や未利用土地・施設を活用した営農であること。	—	・事業実施地域への貢献
	(4) 担い手不在地域のサポート	担い手不在地域で作業受託、利用権設定等により、地域農業に係るサポートをすること。	—	・事業実施地域への貢献

※地域プロジェクトとは、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」第3期戦略プランにおける地域プロジェクトのことをいう。